

# 児童虐待問題のパラダイム転換

ドメスティック・バイオレンスと児童虐待問題に対する新たな支援の可能性

小木曾 宏

## 1. はじめに—問題の所在

平成12年11月20日に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されたことで、毎年急増する児童虐待問題に対する法的対応が明確にされた。当初は児童福祉法の改正でそれを行おうとしていたようだが、結果的には議員立法として施行された。そこで、実際に法律が施行されて以来、児童虐待通告件数はますます増加している。しかし、依然として児童虐待の問題は、虐待を受けた児童の保護もしくは、分離による養育代替えに頼っているといわざるを得ない。確かに、危機介入を必要とする場合には、できるだけ早い段階で分離を行わなければならないこともある。今までは虐待を受けた児童に視点が集中していた。それは当然のことであったかもしれない。しかし、一方でお腹を痛めて産んだ我が子を虐待するような母親は、母親ではなく「鬼母」呼ばわりをされていた時代もあった。そして、福祉関係者の中で「あんな母親のところに置いておいたら、施設の方がよっぽど良い環境が与えられる」とさえ囁かれていた。筆者はそのような状況のなかで、児童虐待に関わる専門職の方々と虐待防止のために地域で研究会を発足した。

研究会では、それぞれの領域の役割と新しい話題に焦点をあてて、意見交換や議論を繰り返していた。そのなかで「虐待をしてしまう親たちも虐待をせざるを得なかった、せっぱ詰まった状況があった」という報告や「夫から暴力を振るわれて、そこに子どもが巻き込まれた」という事例がいくつか提出され検討した。今までの虐待の構図では理解できない状況が多く存在することを知るに至った。

そこで「パラダイムの転換」とは同時代に共通して用いられている思考のパターン転換のことであるならば、今までの「児童虐待」の範例は、前述したような状況とも関連して、生じているとも考えられる。そこで新たためて児童虐待の援助のためのパラダイムを提示しなければならない。それは一体、何であろうか。

本稿では、児童虐待問題について、ドメスティック・バイオレンスとの関連から今までの児童虐待への取り組みとは異なった「思考パターン」を提示するとともに、今後の児童虐待問題への対応策も検討してみたい。

## 2. 日本におけるドメスティック・バイオレンスの特徴

筆者は、ここで、あるドメスティック・バイオレンス機関紙の記事を取り上げてみたい。「親への暴力が表面化して、その次に出てきたのが児童虐待。それと平行してDVが出てきた。ところでDVと児童虐待は、アメリカでは分化して運動が進んでいました。それはフェミニズムとヒューマンイズムの違いでしょう。児童虐待の研修会に行くと『可哀相な子ども救うのよ』という鼻持ちならない善意が満ちあふれている」註<sup>1</sup>と指摘するDV防止の支援者がいる。

そこで、「ドメスティック・バイオレンス」とは、何か明確にしておかなければならない。第一に日本的な事情から説明しなければならない。日本ではその訳語から混乱が生じている。それは「思春期の子どもが親に対して振るった暴力」を「家庭内暴力」としたところから始まっている。つまり、「ドメスティック・バイオレンス」はそのまま訳せば「家庭内暴力」である。しかし、その言葉が家庭内暴力とは「思春期暴力」に限定されていた日本の時代背景として、「我が子が親に反抗し、暴力を振るうとんでもないこと」として認識され、社会現象化されたものと思う。これはある意味で「父性の喪失時代」と符号した象徴的現象である。腫れ物に触らないように声を潜めて暮らす親たち、家を追い出されてアパートで暮らす親たち、本来ならばそこに毅然たる態度で、厳格な父親が登場するはずであるが、その期待はその後も持つことはできなかった。不登校問題でも「ケジメ」として父性は期待されたが、そこにも登場することはなかったように思われる。

日本の場合、以上のような一連の状況が、夫婦間の暴力に焦点を与えることを、遅らせてきたということも指摘できる。そして、日本文化のなかに、依然として「貞淑な妻」像が前提としてあり、「亭主関白」が父性の喪失の対極として、「その位、威厳をもった男」と美化され認識してしまったことも問題であろう。かつて社会的場面と接点をあまり持てなかった専業主婦と言われる女性たちは、自分の置かれている状況を客観化することができず、子どもが自立するまでの「我慢」を強いられてきたことも推測される。

しかし、児童虐待問題においても、かなりこの状況に近い現象が起こっている。例えば、マスコミも被虐待児の現状や虐待死の悲惨さを連日報道している。しかし、これは筆者からみれば物事の一面を報道しているにすぎない。それはマスコミに限らず、社会の風潮が悲惨さだけに流されている。極論から言えば児童虐待問題は虐待を受けてきた児童の問題だけではない。つまり児童に虐待を繰り返す大人たちの問題に他ならない。筆者はその視点から、改めて児童虐待の問題を再検討するとともに、今まで児童に虐待行為を行ってきた保護者、特に母親の置かれてきた状況や抱えていて問題に迫ることによって、今後の児童虐待の防止やその援助のあり方を検討することにする。

### 3. 児童虐待に対する新たな展開

児童虐待問題に対する対応の新たな展開は、平成12年11月20日に施行された『児童虐待に関する防止等に関する法律』である。その影響もあって児童相談所の通告件数が急増している。この法律の特色は早期発見・早期対応にある。したがって、早期発見にはかなり有効な法律であると、現段階では判断できる。しかし、相談の現場ではこのような問題が起こっているようである。児童通告の徹底化が図られる一方で、児童虐待に対する基準がこの法律で明確にされた。しかし、一方でどこまでのレベルを虐待と判断するか、特にネグレクトの判断が難しい。筆者はいくつかの児童相談所を訪問した時、職員からこのような話を聞いた。隣人からの通告で、「夜、一晩中、幼児の泣き声が聞こえる。虐待されているのではないか」という内容であった。早々に調査をしたが、結局、若い母親が我が子の「夜泣き」に悩んでいることがわかった。確かに「疑わしきは通告を」ということは、大切なことである。しかし角度を変えてみると、一昔前であったら、隣人が夜泣きをしているならば、子育て経験のある母親が、相談役として子育ての悩みを聞いてあげていたのではなからうか。最近では、通告としてあがってくるようになったのは良いが、その通告内容が千差万別で、「これは本当に虐待か」というような状況でも、通告があった以上児童相談所としては、調査しなければならず結局、児童福祉司の負担が増してしまっているということであった。その上、もともと近隣同士の関係が悪く、その嫌がらせとして虐待通告が使われることすらあるという。今後、もっとそのような状況が進むとすれば、虐待をしているのではないかというだけで、地域からの排除に繋がりがかねない。早期発見の徹底化とは、早期発見によって虐待が深刻な事態に至らぬよう、未然に防ぐことが目的であるはずである。それは決して「告発」ではない。

### 4. 児童虐待の発生要因にみるドメスティック・バイオレンス

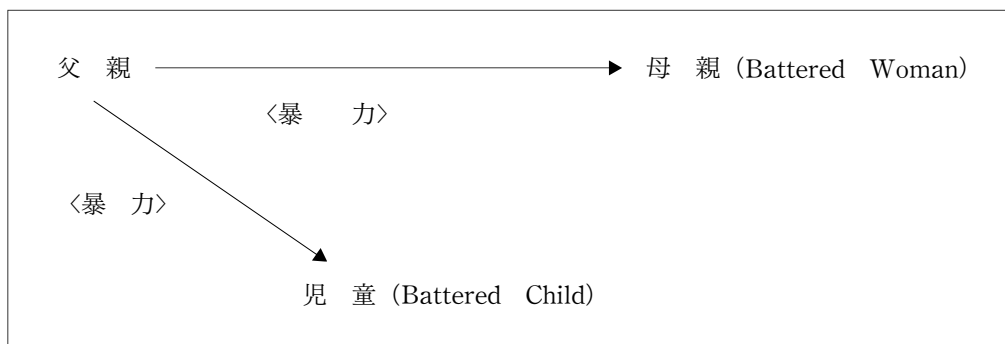
児童虐待の発生要因として、虐待者としての夫婦関係（内縁関係を含む）に関して、そこに暴力構造をみることができる。（図1参照）そして、日本でもその分野に関する問題が社会問題化されることになった。それがドメスティック・バイオレンス（以下DV）である。しかし、もともとDVはアメリカでフェミニズム運動の流れのなかから起こってきた側面もあり、日本でも中心的にシェルター活動を支えているのはフェミニズム運動を推進してきた人々である。そこでDVの視点から児童虐待問題を見ると、バタード・ウーマン（叩かれる女性）の問題がある。そこで、児童虐待は夫婦のDVの状況に巻き込まれるバタード・チャイルド（叩かれる児童）を言う。つまり、DVに関わる方々からすれば、児童虐待は家庭内で起こっている暴力状況の一部分である。

この視点は児童虐待問題に関わる側からみると、どうしても虐待を受けている児童と虐待をしている母親（虐待の実行者の60パーセントは実母）の二者関係で語られることが多か

った。したがって、虐待を行っていると思われる母親に対する攻撃や母子分離が緊急避難として図られる方向があった。

しかし、実際にはこのようなケースすらある。母子で再婚したが、継父が暴力を振るう人で、母親に頻繁に暴力があり、そのうち子どもにも暴力が及んでしまう。しかし、母親はそれを止めようとせず、自らも実の子に虐待を行うようになっていった。このケースで、母親に事情を聞いたところ「最初は我が子への夫（継父）からの暴力を止めようと思ったが、我が子に暴力が向いている間は、自分は夫の暴力から逃れられると思った。自分も我が子に暴力を振るったのは、（一緒に）やらないと離婚されてしまうと思った」と語った。確かに母親のエゴイズムや身勝手さは決して許されるものではない。しかし、少なくともこの母親の置かれている状況からすると母親だけを一方的に責めることはできない。つまり、とりあえず、このケースでも母子分離が考えられる。しかし、母親が虐待に向かわなければならない状況を理解し、母親の置かれている状況を改善する手立ても同時に検討されなければならないと考えられる。

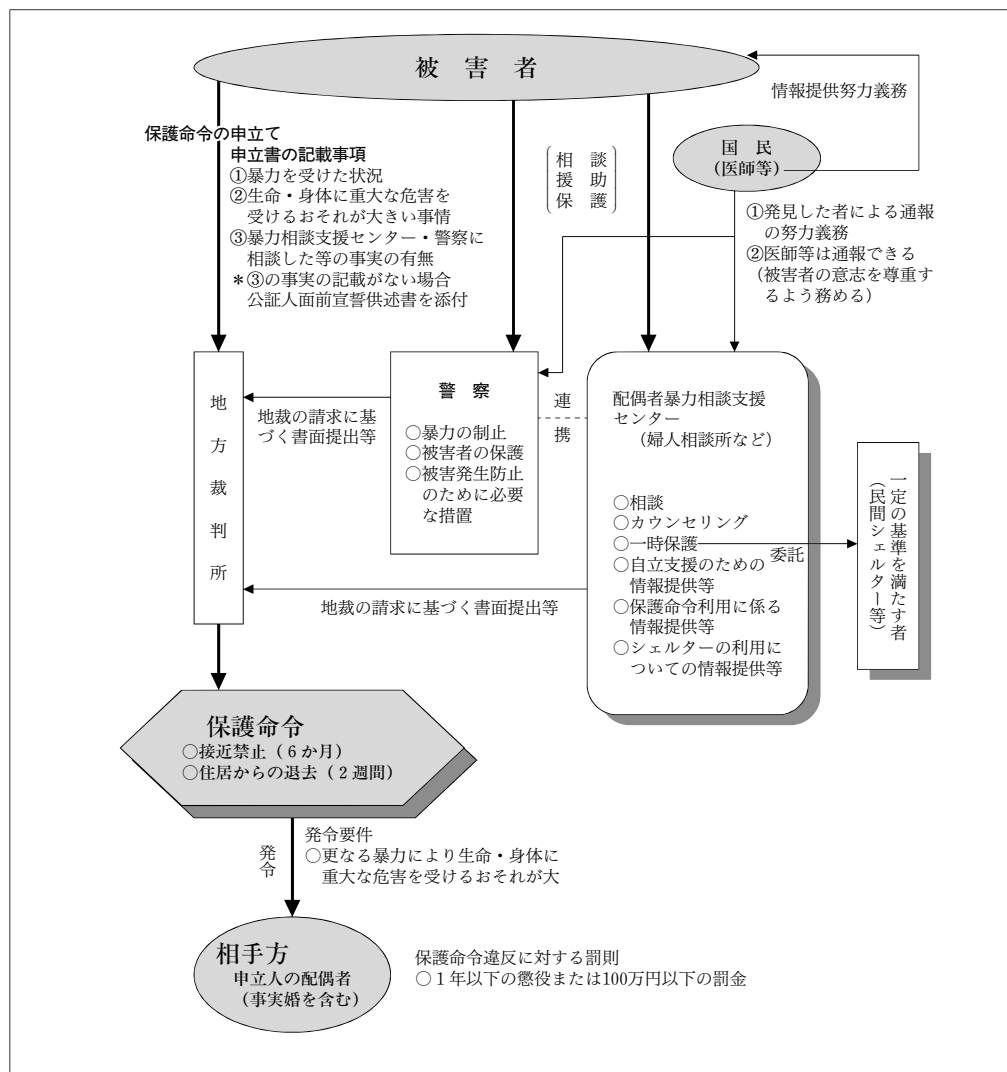
図1. DV関係における児童虐待の発生要因



## 5. 児童虐待防止法とDV法の活用と課題

冒頭、「児童虐待防止等に関する法律」の施行には触れたが、平成13年10月13日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が施行された。DV防止法についてのチャートについては図2で説明したい。まず、DVは暴力を受けている女性から申し立て、相談によって相談支援が始まる。相談の窓口としては、新たに「配偶者暴力相談支援センター」が設置されることになった。しかし、既存施設として婦人相談所の施設充実と相談機関の新設が図られ、相談窓口となる。他にも直接窓口として、警察署、地方裁判所も窓口になるが、保護命令が出せるのは地方裁判所となる。この流れに基づいて、各地方自治体はその整備に入っている。しかし、婦人相談所にしても、もともと売春防止法の流れがあり、DVの相談専門機関としての資質と人員確保が必要であろう。

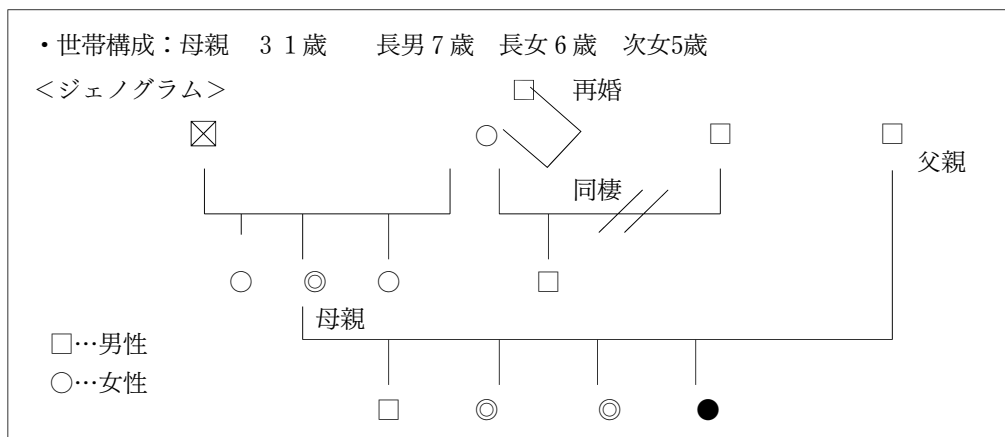
図2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（フロー図）



そこで、この児童虐待防止法とDV防止法は全く異なった法律ではなく、それぞれ今まで対応できなかった問題に対して、補い且つ有効に活用できる方向で考えなければならない。ここで、あるケースを取り上げて児童虐待とDV問題を検証するとともに、これからの課題について検討を加えたい。

なお、この事例はプライバシー保護の観点から、大幅に修正を加えてある。

< DVにより母子生活支援施設と児童相談所が関わった事例 >



・ **母親の状況及び援助過程**：母親の父親（母方祖父）は母親が14歳の時に死亡している。その後、母親（祖母）は再婚しているが、母の異父弟は、その養父の子ではなく、その前に同棲していた男性との子どもである。母親は結婚後、3人の子どもを設けるが、夫は仕事をせず家でゴロゴロしている。その後、夫の暴力が始まり、T市福祉事務所に相談がある。母親だけでなく児童に対しても父親の暴力があることから、とりあえず長男だけ児童相談所で一時保護となる。父親は仕事を始めたが、母親はしばらく父親と離れて生活し自立するまで、長男の養育はその間できないということで、児童養護施設入所させる。長女、次女は保育所に入所することができる。母親は母方妹宅に身を寄せる。そこで第四子妊娠がわかる。相手が誰であるかは明かさなかったが妊娠中絶をした後、母親は母子生活支援施設入所を希望する。生活保護受給。父親が居場所をすぐに見つけ出す可能性があることから、他市にある母子生活支援施設を希望する。H市にある民営母子生活支援施設に入所できる。地元から離れたにも関わらず、母親はT市の実家に体調不良を理由に戻ったりする。施設でも母親がイライラして本児らを叱っている場面が見受けられる。母親は実家に帰っているというが、実際は夫と違う男性と交遊があったようだ。精神的に不安定になり、精神科受診。状況悪化し母親入院。保護者がいなくなったため、二人の児童はH市管内の児童相談所にて一時保護となる。しかし、母親は勝手に退院してこようとする。その後、母親は夫のところに戻りたいと言いつ出す。

・ **その後の対応**：母子生活支援施設としては、一時保護解除によって、母親が依然の生活に戻り、児童にも虐待が繰り返される危惧があったため関係者会議を開催する。

< 児童相談所としての見解 >

本ケースの主訴である「母親入院のための一時保護」は終了したのであり、母子生活支

援施設の措置継続がある限り、この件については打ち切りにしたい。改めて母親の児童に対する虐待があった場合、再度相談を受け付けることとしたい。

<母子生活支援施設としての見解>

母親の精神状態も回復した訳ではなく、母親は父親との再接触も疑われることから、母親の引き取り希望だけで判断せず、このまま一時保護継続で、児童福祉施設入所も考慮した対応を講じて欲しい。母親の指導にも限界がある。

…両者の処遇見解の相違については本稿の趣旨ではないので行わないが、この事例の背景にある児童虐待問題とDVの関連が明らかになった上で、本事例から読み取れる問題を仮説を含めて提起し、それぞれの今後の課題として関連付けて検討をしたい。

#### 本事例から読み取れる問題点

- 1) 最初に問題が発生した時（夫からの暴力）に、DV防止法の適用があれば、児童相談所にかかる相談ではなく、配偶者暴力相談支援センター等にかかるケースでもあったかもしれない。したがって、その後の処遇も大きく異なったと思われる。
- 2) このケースの場合、民営の母子生活支援施設に措置できた。しかし、本来の流れからすれば、管内の公設母子生活支援施設措置となる。そうすると、夫がすぐに居場所を発見しやすく、シェルターとしての機能を果たさない。制度的な問題がある。
- 3) 母子生活支援施設で母親が入院等してしまった場合、母子生活支援施設では対応できず、児童だけ児童相談所で一時保護せざるを得ない状況がある。
- 4) 母子生活支援施設では母親の精神的な問題を含め、治療的な関わりはできない。生活の自立援助だけで精一杯である。

#### 新たな課題と提言

- 1) 広域措置の制度的保障について

本来DVの相談機関と保護施設は同一地域ではなく、できるだけ保護施設は管内以外に設置されている方がよい。児童相談所の一時保護所は原則として「併設」している。（地域によって、一時保護センターのように独立して、一時保護所が設置されているところもある）しかし、DVの場合、相談機関と保護機関が同一場所であることで、暴力を振るう夫が、すぐに居場所を探し出すか連れ戻しにくる危険性が極めて高い。ところが最近、児童相談所も保護者が夜間に児童相談所に押しかけてきて、保護している児童を連れ戻そうとする場合もある。児童相談所の一時保護所はケースワーク上、併設の場合がメリットが多い。例えば児童福祉司や心理判定員の面接や検査、通常の保護者面接等は併設で保障される面が強い。

しかし、DVは第一に暴力状況から避難し、身を隠すことが優先される。したがって、発

見にくい地域に幾つかのシェルターを設置し確保しておくべきである。

#### 2) 配偶者暴力支援センターの専門性について

これは前述したが、今までDV問題に直接関わって支援してきたのは、女性センターや婦人相談所であった。そして、東京にはフェミニスト・セラピーセンターという相談援助機関があり、シェルター活動も含めた実践を行っている。今後、新たな展開として女性センターとの連携強化も検討して行く必要がある。

#### 3) シェルターの処遇及びプログラムの充実について

現在全国でシェルターは約80ヶ所あるがほとんど満所状態である。したがって既存の施設の充実・拡大、財政的裏付け等が必要である。現在、シェルターの日課に関しては、日中、ほとんどシェルター内でひっそりと過ごさなければならず、当然、児童も学校には通えず、学習の遅れが問題となる。利用者の中には母親として育児に疲れているケースもあり、現状ではシェルター内で個別援助は困難である。したがって、事例のテーマであったが児童相談所の一時保護所の活用も含めて検討されるべきであろう。

#### 4) DVによって傷ついた女性の援助について

シェルターは単なる保護だけではなく、DVで傷ついた女性に対してカウンセリング等の援助も必要であり、その体制づくりも急がれる。現状ではシェルター内でカウンセラーがプログラムを作って援助している。しかし長期に関わる援助を必要とする女性への精神的な援助体制が保障されなければならない。

#### 5) 母子生活支援施設の再評価と役割分担について

現在、母子生活支援施設の置かれている状況は厳しいものがある。例えば今まで公設として運営してきた施設が民営化もしくは事業団に移行されてきている。その要因としては充足率の問題が大きいと思われるが、実際にはその他の要因もある。それは母子世帯同士が施設の枠内で生活をして行くには当然一定のルールがあるが、若年層の母親にはそれが厳しく感じられることもある。したがって、入所を勧めても断ってしまうか、仮に入所しても短期間で退所してしまうこともある。

その上、夜間には正職員が配置されておらず、なお且つ全く職員がいない施設もあったようだ。そのような現状では実際のDVに対応できる体制にはなっておらず、新たな再整備が必要である。そして、シェルターはその所在を公にしないことが原則であるが、社会福祉法人として母子生活支援施設に、匿名性を課すことは現状では無理がある。



したがって、母子生活支援施設の役割としては、シェルターを危機回避、緊急避難場所と考え、あくまでも短期間に限定し、母親の自立のために、長期的援助や就労を支える施設として、その役割を明確にして行くことが必要であろう。

#### 6) 保健機関のDV問題援助のための新たな役割

今回のDV防止法には保健機関の連携は明記されていないが、実は長く母親の抱える問題と児童虐待についても相談・援助を行ってきている。例えば、児童虐待に関しては乳幼児の健康・発達相談の側面から援助を行っており、そのうちの幾つかのケースでネグレクトの状態が発見される。それだけではなく実際はかなりひどい身体的虐待も発見される場合がある。

そして、これはあまり知られていないが、母親への相談援助も同時に行っており、実際に各地域の保健婦が対応してきている。例えば、精神的疾患を持っていて、実際に子育てに悩んでいる母親の養育不安や精神的疾患自体の治療に関する助言も行っている。

筆者も何箇所か保健所主催の事例検討会等に参加したが、そこで検討される事例にもDVに関連した事例が提出されてきている。そして、今後も保健領域は、児童の健全な発達保障と母親の乳幼児を中心とした愛着形成を視点にした、援助活動を実施して行くものと考えられる。今後はDV防止法の成立と同時に保健機関が新たに、他の相談・援助機関との連携を図って行くキーパーソンの存在になるかもしれない。

### 6. おわりに—これからの児童虐待問題に対する新たな視座

本編はまだ十分に論を深めていない。それより荒削りである。しかし、あえて荒削りであることを承知の上でこの論文を提出した。なぜならば、児童虐待だけでなくDV問題も深刻な段階を迎えようとしている。なお且つ、その状況に立ち向かうべき支援する側の体制やスキルが十分に整っていない。そのような現状であるからこそ、現場からも研究領域からも実効性のある意見や活用できる実践を発信することで、差し迫った状況に対して行くしかないと感じている。本稿もその一つの試論となれば幸いである。

そして、本稿で最も主張したいことは、「我が子に対して虐待行為をしてしまうような状況に追い込まれている母親」に対する支援の手立てが、できる限り講じられるべきである。

それが結果的に児童虐待の悲劇を生まないことに必ず繋がると信じている。改めて、児童虐待は虐待をされている児童の問題ではなく「虐待をする大人の課題」である。しかし、その大人を責める方向ではなく、援助者がともに悩み、新たな関わりを作り変えることで、再び親子の再統合が図られるような、試みが必要なのである。

註<sup>1</sup> 信田さよ子・米山奈々子「女性と子どもの心のケア」『全国女性シェルターネット2000年東京フォ

ーラム報告書』P 96. 全国女性シェルターネット東京大会実行委員会編

<参考文献>

- ・日本弁護士連合会編『ドメスティック・バイオレンス防止，法律ハンドブック』明石書店2000
- ・「夫（恋人）からの暴力」調査研究会著『ドメスティック・バイオレンス』有斐閣選書1998
- ・（社団）東京都医療社会事業協会編『女性のためのソーシャルサポートハンドブック』
- ・家族機能研究所編「特集－被虐待女性シンドローム」『アクションと家族』Vol. 16 No. 13.ヘルスワーク協会 1999
- ・斎藤学著『家族のなかの女・男・子ども』斎藤学講演集1 ヘルスワーク協会2000

## The Diversion of the Paradigm for Child Abuse and Neglect Prevention —The Possibility for New Support for Domestic Violence and Child Abuse and Neglect—

Hiroshi OGISO

Child abuse and neglect increased in Japan. Accordingly, “the low of prevention for child abuse and neglect” lied down at Nov.2000.

At one time the problem of child abuse and neglect had construed of that fiendish mother battered child. But, recently it was elucidated that she has a difficult problem.

That way of comprehension is Domestic violence. But energetic persons of prevention for child abuse were confronted with DV’ persons.

And the conception of Domestic violence in Japan is different from it in U S A.

From there, neo-conception is “battered woman “and” battered child”.

We must investigate into support and protection of maltreatment child, at the same time, maltreatment woman.

In the paper, I investigated into the DV case. And I made relevancy of those problems clear.

In conclusion I should like to write that important matters in practice.

1. Measure beyond wide district of jurisdiction.
2. Repletion of “DV consultation and support center”
3. Psychological support for wounded woman because of DV
4. Re-appraisal and role of Mater and Child Home
5. Connection of welfare work and health work